

(別記様式第 1 号)

計 画 作 成 年 度	令和 5 年度
計 画 変 更 年 度	令和 6 年度
計 画 主 体	美浜町

美浜町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 美浜町役場 農林水産建設課
所 在 地 和歌山県日高郡美浜町和田 1138-278
電 話 番 号 0738-23-4951 (直通)
F A X 番 号 0738-23-3523

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・タヌキ・アライグマ・アナグマ・イタチ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・カラス・スズメ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	美浜町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	野菜	68千円 2a
タヌキ	野菜	20千円 1a
アライグマ	野菜	20千円 1a
アナグマ	野菜	20千円 1a
イタチ	野菜	被害数値未把握
ハクビシン	野菜	被害数値未把握
ニホンザル	果樹	28千円 1a
ニホンジカ	野菜	34千円 1a
カラス	野菜	20千円 1a
スズメ	水稻	13千円 2a
計		223千円 10a

(2) 被害の傾向

令和4年度の鳥獣における農作物被害は、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカによる被害が多く発生し、被害面積約7アール、被害金額は223千円となっている。

イノシシについては捕獲の実績により、被害額が減少しているものの、依然として山沿いの農地における被害が多い。

ニホンザルによる被害は山沿いの農地を中心に発生していたが、近年は人に慣れたニホンザルが増えており、人家周辺や家庭菜園で被害が発生する事も多くなっている。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
イノシシ	６８千円	６１千円
ニホンジカ	３４千円	３０千円
ニホンザル	２８千円	２５千円
その他の獣類	６０千円	５４千円
カラス・スズメ	３３千円	３０千円
計	２２３千円	２００千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会美浜分会への有害鳥獣捕獲の依頼により、捕獲を推進してきた。また、従事者に対して「箱わな」や「くくりわな」を貸し出したり、補助金を交付するなどの支援を行っている。	猟友会員の高齢化や減少などにより、捕獲の担い手が減少しており、従事者への負担が増加している。また、有害鳥獣の生息数が増加しているため、被害を抑制できていない。
防護柵の設置等に関する取組	毎年、町単事業で防護柵を設置する農家に対し補助金を交付している。また、県単事業に該当する防護柵については、県単事業を活用している。	個別の防護柵が多く、集団での取り組みへ誘導すべきと考えられる。さらに老朽化した防護柵の更新や複数の獣種に対応した防護柵への機能強化も必要である。
生息環境管理その他の取組	遊休農地の刈払いや放任果樹の除去などの対策について、広報誌等で啓発している。	高齢化、少子化が進む中での人材の確保が必要である。

(5) 今後の取組方針

令和４年度は捕獲を中心とした被害防止対策を実施し、被害面積７アール、被害金額２２３千円であった。

今後の被害軽減のためには、防護柵等による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲、遊休農地の刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する取り組みを総合的に実施する必要がある。

また、設置後の維持・管理の徹底、老朽化した防護柵の更新や複数の獣種に対応した防護柵への機能強化も併せて推進する。捕獲については、猟友会による捕獲はもちろんのこと、農家自身による捕獲にも乗り出す必要があると考えられるため、狩猟免許の取得の推進等をする。

また、集落全体の餌場価値を下げていくため一人一人の意識改革が重要であることから、広報等で啓発活動を行い、集落としての追い払いや遊休農地の刈り払い活動等への共同参画を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

実施隊は設けないが、既存の体制（猟友会への依頼）により、捕獲を継続していく。

・ 猟友会美浜分会（１２名）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和 6 年度	イノシシ タヌキ アライグマ アナグマ イタチ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン カラス スズメ	・ 猟友会との連携を強化し「銃器」及び「わな」による捕獲を実施する。 ・ 従事者に「箱わな」及び「くくりわな」を貸し出し、従事者の経済的な負担軽減を図る。 ・ 狩猟免許取得支援補助で、農業者等に狩猟免許の新規取得を推進し、従事者の確保を図る。
令和 7 年度	イノシシ タヌキ アライグマ アナグマ イタチ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン カラス スズメ	・ 猟友会との連携を強化し「銃器」及び「わな」による捕獲を実施する。 ・ 従事者に「箱わな」及び「くくりわな」を貸し出し、従事者の経済的な負担軽減を図る。 ・ 狩猟免許取得支援補助で、農業者等に狩猟免許の新規取得を推進し、従事者の確保を図る。
令和 8 年度	イノシシ タヌキ アライグマ アナグマ イタチ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン カラス スズメ	・ 猟友会との連携を強化し「銃器」及び「わな」による捕獲を実施する。 ・ 従事者に「箱わな」及び「くくりわな」を貸し出し、従事者の経済的な負担軽減を図る。 ・ 狩猟免許取得支援補助で、農業者等に狩猟免許の新規取得を推進し、従事者の確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

和歌山県第13次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。

【イノシシ】

現在、捕獲を強化しているものの、依然として被害は絶えない。引き続き、農地周辺に出没する個体を中心に捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。

【タヌキ】・【アライグマ】・【アナグマ】・【イタチ】・【ハクビシン】

農地だけではなく住宅地でも見られるようになっているため、箱わなを利用した着実な捕獲を継続したい。

【ニホンザル】

山沿いの農地で被害が発生していたが、住宅地でも目撃されるようになった。銃器や箱わなによる捕獲、住民と協力し追い払いを行うなどの対策で被害拡大を防止したい。

【ニホンジカ】

農地周辺への出没が頻繁に見られるようになり、被害の増加が懸念される。被害の軽減を図るためにはさらに捕獲圧を高める必要があるため、捕獲の強化を行い被害減少を目指す。

【カラス】

漁港・ゴミ集積場所・田畑などへの被害が多く、銃器による捕獲や追い払いを継続したい。

【スズメ】

水稻被害が発生しており、追い払いを含めた捕獲を継続したい。

対象鳥獣	有害鳥獣捕獲計画数（頭・羽）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ	２５０	２５０	２５０
タヌキ	３０	３０	３０
アライグマ	４０	４０	４０
アナグマ	３０	３０	３０
イタチ	２０	２０	２０
ニホンザル	５	５	５
ニホンジカ	８０	８０	８０
ハクビシン	１０	１０	１０
カラス	５０	５０	５０
スズメ	５０	５０	５０

捕獲等の取組内容
野生鳥獣の捕獲については、猟友会の協力の下、狩猟及び有害捕獲による個体数調整に取り組む。イノシシ、タヌキ、アライグマ、アナグマ、イタチ、ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシンは、農業者に狩猟免許の取得推進を行い、狩猟免許取得者は自己の農地及びその周辺で捕獲を行う。 カラス、スズメについては、猟友会の協力を得て銃器による捕獲や追い払いを行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限委譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ タヌキ アライグマ アナグマ イタチ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン	電気柵 ワイヤーメッシュ トタン 防護ネット等 延長 500m 受益面積 156a	電気柵 ワイヤーメッシュ トタン 防護ネット等 延長 500m 受益面積 156a	電気柵 ワイヤーメッシュ トタン 防護ネット等 延長 500m 受益面積 156a

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ タヌキ アライグマ アナグマ イタチ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン	侵入防止柵の適正な管理の啓発する。また、巡回を強化し必要に応じて追い払いをする。	侵入防止柵の適正な管理の啓発する。また、巡回を強化し必要に応じて追い払いをする。	侵入防止柵の適正な管理の啓発する。また、巡回を強化し必要に応じて追い払いをする。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

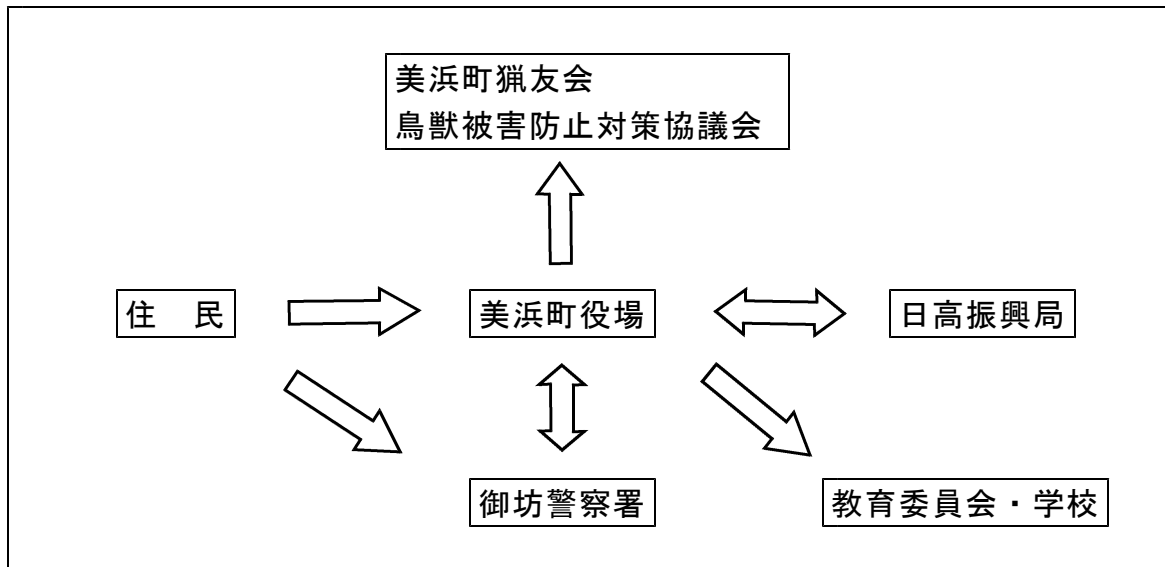
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ その他の獣類	遊休農地の刈り払い、放任果樹の除去など有害鳥獣が住みにくい環境作りをする。
令和7年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ その他の獣類	遊休農地の刈り払い、放任果樹の除去など有害鳥獣が住みにくい環境作りをする。
令和8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ その他の獣類	遊休農地の刈り払い、放任果樹の除去など有害鳥獣が住みにくい環境作りをする。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
美浜町役場 農林水産建設課	関係機関への情報提供、箱わな等の貸出 猟友会への捕獲依頼
日高振興局 農業水産振興課	情報収集、連絡調整
猟友会 美浜分会	有害鳥獣捕獲等の実施
御坊警察署	見回り等の実施・小中学校の通学路の監視

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、清掃センターでの焼却、捕獲現場での埋設が中心。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲者が解体し、食肉として利用する。ペットフードや皮革等への利用は特にない。

(2) 処理加工施設の実施

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	美浜町鳥獣害防止対策協議会
--------------	---------------

構成機関の名称	役 割
美浜町役場 農林水産建設課	施策の立案、施策の実施指導、被害実態調査
日高振興局 農業水産振興課	対策の実施指導、被害実態調査
紀州農業協同組合	対策の実施指導
猟友会 美浜分会	捕獲の実施（銃猟・わな猟） 被害実態調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

既存の体制（猟友会への依頼）により捕獲を継続していく。鳥獣被害対策実施隊の設置については、今後状況に応じて検討する。 ・ 猟友会美浜分会 1 2 名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

美浜町鳥獣害防止対策協議会が中心となり対策を推進する。関係団体においても啓発活動を行い集団での取り組みを進める。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減の為には、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、鳥獣害を一人一人の問題として捉え、地域をあげて取り組めるように推進している事が重要であると認識している。
--